

補助対象となる「新規雇用者」について

〔新規雇用者とは〕

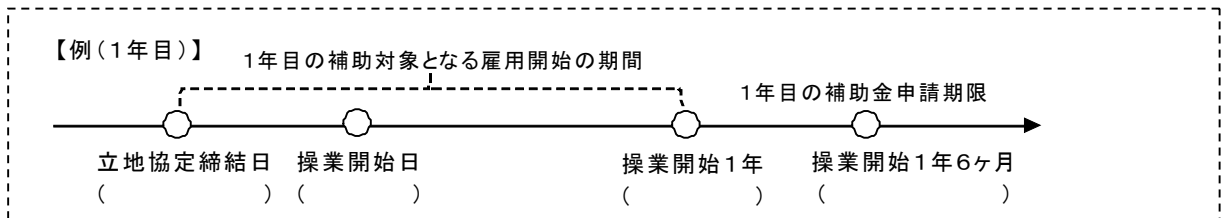
次の①～③の各要件を全て満たす者をいう。

- ① 立地協定の締結日から事業所の操業開始後1年以内に雇用を開始され、かつ、補助対象に該当する常用の雇用者
- ② 補助金の交付申請時に4月以上継続して雇用されている常用の雇用者
- ③ かがしま連携中枢都市圏構成市（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市）の市民である者
※人数要件の半数以上は鹿児島市民であることが必要

〔要件〕

① 雇用開始日関係（以下の期間において雇用を開始され、かつ、補助対象に該当する常用の雇用者）

- 1年目の期間 立地協定の締結日～操業開始後1年以内
 - 2年目の期間（※） 操業開始1年を経過した日から2年を経過した日の前日
 - 3年目の期間（※） 操業開始2年を経過した日から3年を経過した日の前日
- ※前年と比較して1年目の交付要件である新規雇用者数以上新たに増加した場合



② 補助対象となる常用の雇用者（交付申請時に4月以上継続雇用）

| 区分 | 要件 | | 補助対象 | 補助金額 (※1) |
|----------------------------|---------|------|------|--------------|
| | 労働時間 | 雇用保険 | | |
| 正規雇用 | フルタイム | 加入 | 該当 | 50万円/人 |
| 非正規雇用 (※2) | フルタイム | 加入 | 該当 | 30万円/人 |
| 短時間勤務 (契約社員、パート、アルバイト等) | 週20時間以上 | 加入 | 該当 | 15万円/人 |
| | 週20時間未満 | — | 非該当 | — |
| 派遣社員 | — | — | 非該当 | — |

※1 補助金の対象は鹿児島市民のみ

※2 一週間の所定労働時間が正規雇用の労働者と同じで、労働条件などが正規雇用に準じると認められる有期契約の労働者

③ かがしま連携中枢都市圏構成市の市民である者

- ① 雇用開始日において、かがしま連携中枢都市圏構成市の市民である者、又は雇用開始に伴い速やかに（概ね1、2ヶ月以内に）かがしま連携中枢都市圏構成市に転入した者。
（例：UIターンでの就職に伴い転入した場合など）
- ② 企業内の配置転換により当該事業所の雇用者となった者で、速やかに（概ね1、2ヶ月以内に）かがしま連携中枢都市圏構成市に転入した者（例：企業内の配置転換の辞令に伴い転入した場合など）。

〔二年目以降の新規雇用補助金〕

右図参照

（階段式の増員が要件）

